

館林市手数料条例別表抜粋

33 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定による認定等申請手数料

<p>1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定若しくは同条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定又は同法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画若しくは長期優良住宅維持保全計画の変更の認定（以下「長期優良住宅建築等計画の認定等」という。）の申請に関する建築物の種別が新築の場合の審査</p>	<p>次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額</p>
<p>ア 一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）又は建築物全体の住戸の数が1戸のもの</p>	<p>18,000円</p>
<p>イ 建築物全体の住戸の数が2戸以上5戸以下のもの</p>	<p>33,000円</p>
<p>ウ 建築物全体の住戸の数が6戸以上10戸以下のもの</p>	<p>52,000円</p>
<p>エ 建築物全体の住戸の数が11戸以上25戸以下のもの</p>	<p>92,000円</p>
<p>オ 建築物全体の住戸の数が26戸以上50戸以下のもの</p>	<p>161,000円</p>
<p>カ 建築物全体の住戸の数が51戸以上100戸以下のもの</p>	<p>279,000円</p>
<p>キ 建築物全体の住戸の数が101戸以上200戸以下のもの</p>	<p>514,000円</p>
<p>ク 建築物全体の住戸の数が201戸以上のもの</p>	<p>725,000円</p>
<p>2 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る建築物の種別が新築以外（増築、改築又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第3項の維持保全を行う場合をいう。以下同じ。）の場合の審査</p>	<p>次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額</p>
<p>ア 一戸建ての住宅又は建築物全体の住戸の数が1戸のもの</p>	<p>26,000円</p>
<p>イ 建築物全体の住戸の数が2戸以上5戸以下のもの</p>	<p>48,000円</p>
<p>ウ 建築物全体の住戸の数が6戸以上10戸以下のもの</p>	<p>76,000円</p>
<p>エ 建築物全体の住戸の数が11戸以上25戸以下のもの</p>	<p>135,000円</p>
<p>オ 建築物全体の住戸の数が26戸以上50戸以下のもの</p>	<p>236,000円</p>
<p>カ 建築物全体の住戸の数が51戸以上100戸以下のもの</p>	<p>408,000円</p>
<p>キ 建築物全体の住戸の数が101戸以上200戸以下のもの</p>	<p>734,000円</p>
<p>ク 建築物全体の住戸の数が201戸以上のもの</p>	<p>1,062,000円</p>

<p>3 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る建築物が共同住宅等 (共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。) で種別が新築の場合の審査</p>	<p>第1号の手数料のほか徴収する。次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額に、4,200円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>ア 建築物全体の床面積が200平方メートル以下のもの</p>	<p>105,000円</p>
<p>イ 建築物全体の床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの</p>	<p>126,000円</p>
<p>ウ 建築物全体の床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</p>	<p>210,000円</p>
<p>エ 建築物全体の床面積が1,000平方メートルを超え1,500平方メートル以下のもの</p>	<p>315,000円</p>
<p>オ 建築物全体の床面積が1,500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</p>	<p>420,000円</p>
<p>カ 建築物全体の床面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの</p>	<p>525,000円</p>
<p>キ 建築物全体の床面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの</p>	<p>683,000円</p>
<p>ク 建築物全体の床面積が5,000平方メートルを超え7,500平方メートル以下</p>	<p>型数(同一の形状、面積、位置、使用等をした住戸の数をいう。以下同じ。)が20以下 型数が21以上</p> <p>840,000円 945,000円</p>
<p>ケ 建築物全体の床面積が7,500平方メートルを超え10,000平方メートル以下</p>	<p>型数が20以下 型数が21以上</p> <p>998,000円 1,103,000円</p>
<p>コ 建築物全体の床面積が10,000平方メートル以下</p>	<p>型数が30以下</p> <p>1,470,000円</p>

	トルを超え15,000平方メートル以下	型数が31以上	1,680,000円
サ	建築物全体の床面積が15,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下	型数が30以下	1,680,000円
		型数が31以上	1,995,000円
シ	建築物全体の床面積が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下	型数が30以下	2,205,000円
		型数が31以上	2,520,000円
ス	建築物全体の床面積が30,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下	型数が30以下	2,730,000円
		型数が31以上	3,045,000円
セ	建築物全体の床面積が40,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	型数が30以下	3,255,000円
		型数が31以上	3,570,000円
ソ	建築物全体の床面積が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下	型数が30以下	4,830,000円
		型数が31以上	5,145,000円
タ	建築物全体の床面積が100,000平方メートルを超えるもの	型数が30以下	5,250,000円
		型数が31以上	5,775,000円
4	長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る建築物が共同住宅等で種別が新築以外の場合の審査		第2号の手数料のほか徴収する。次に掲げる区分に応じてそれぞれ定める額に、4,200円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加算した額
ア	建築物全体の床面積が500平方メートル以下のもの		108,000円
イ	建築物全体の床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの		173,000円
ウ	建築物全体の床面積が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの		358,000円
エ	建築物全体の床面積が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの		647,000円
オ	建築物全体の床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メ		1,110,000円

ートル以下のもの	
カ 建築物全体の床面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	2,055,000円
キ 建築物全体の床面積が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	2,951,000円
ク 建築物全体の床面積が30,000平方メートルを超えるもの	3,642,000円
5 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る建築物が建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算により設計されたものの場合の審査	前各号の手数料のほか徴収する。次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額
ア 建築物全体の床面積が2,000平方メートル以下のもの	42,000円
イ 建築物全体の床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	74,000円
ウ 建築物全体の床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	105,000円
エ 建築物全体の床面積が50,000平方メートルを超えるもの	158,000円
6 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る建築物が一戸建て住宅の場合の審査	第1号及び第2号の手数料のほか徴収する
ア 延べ面積が200平方メートル以下のもの	53,000円
イ 延べ面積が200平方メートルを超えるもの	63,000円
7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	12,000円
8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による容積率の特例の許可の申請に対する審査	160,000円

9 前各号の認定に係る手数料について、次のように定める。

ア 当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることを証する図書として市長が認めるものを添えて当該申請をする場合にあつては、第3号から第6号までの規定は適用しない。

イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により申出を行う場合においては、第1号から第6号までの手数料のほか、当該申出に係る建築物について法第6条第1項の規定により確認を申請する者が、この条例の規定により納付することとなる手数料に相当する額の手数料を納付しなければならない。